

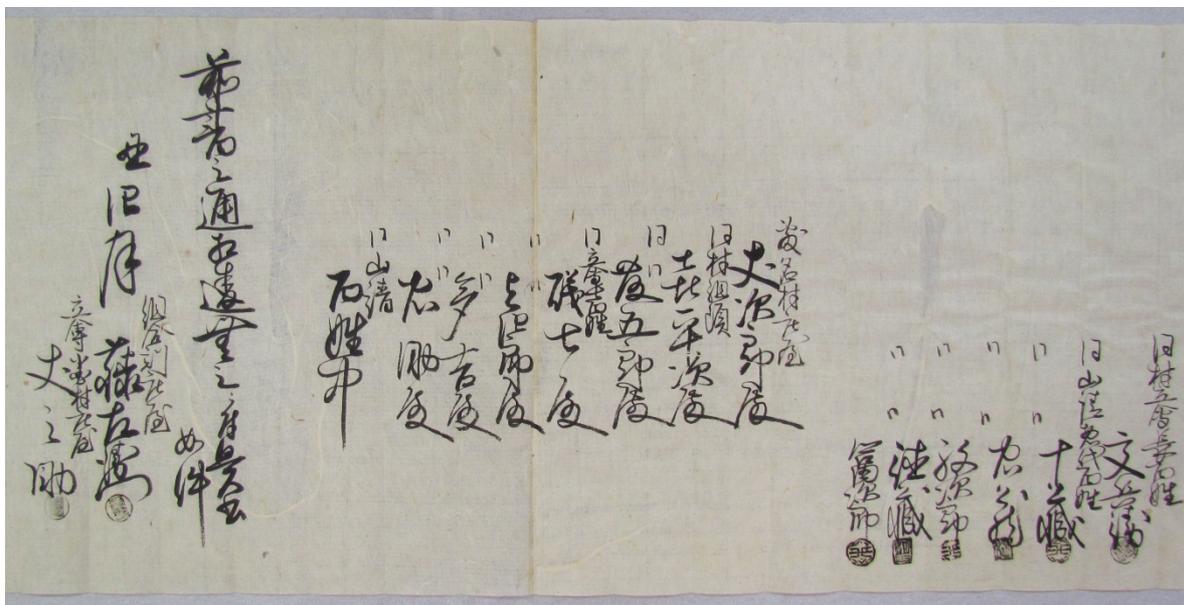
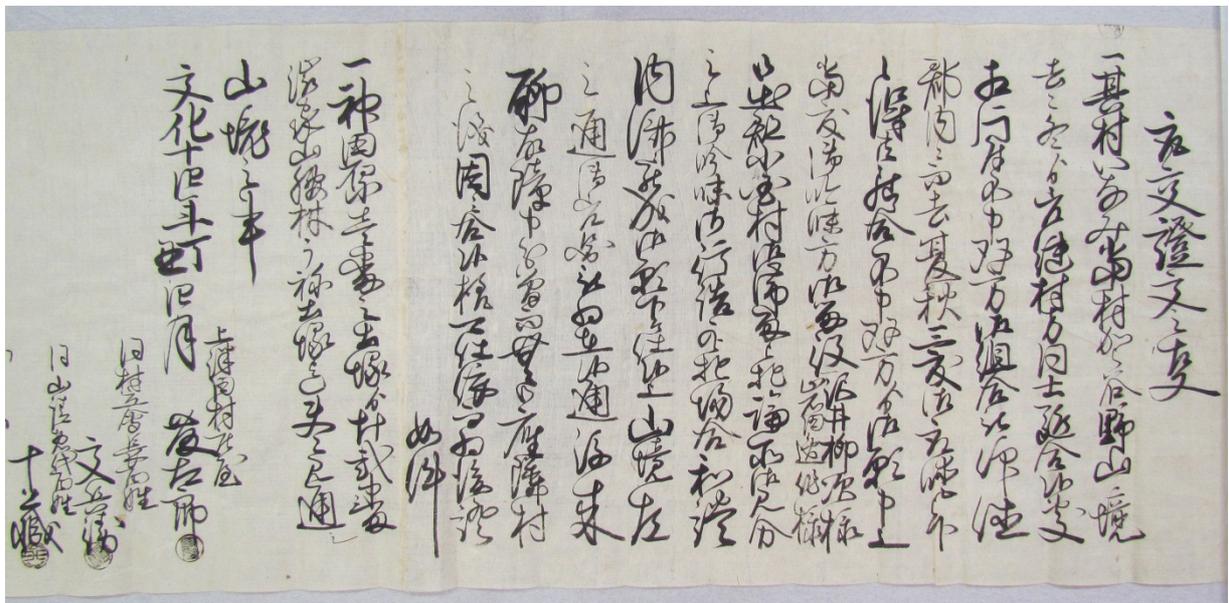
1 「取交証文之事」 文化14年(1817)4月

尼子家文書(198809-223)

野山堺の争論をめぐって、世羅郡上津田村(現・世羅郡世羅町上津田)の庄屋・長百姓・山請百姓(山の林野を用益している百姓たちの惣代)らが、相手である同郡敷名(しきな)村(現・三次市三和町敷名)の村役人らに宛てて出した証文。

争論の発端は、文化12年(1815)11月、敷名村の稲見山において、同村の百姓多助が植木松1本を伐採した際、上津田村の百姓7~8人が自村への侵入とみなし、多助の手道具・松材を取り押さえたことによる。その後、両村の間で内済(ないさい)のための話し合いがもたれたが折り合わず、割庄屋を介して広島藩の郡役所へ願い出ることとなった。

その結果、山境に22ヶ所の「土塚」を設け、それを両村の境界とすることとなり、双方で証文を取り交わすこととなった。表題にある「取交証文」とは、双方がそれぞれ同じ内容の証文を出し合うことを意味し、敷名村からも同じ内容の証文が上津田村へ渡された。



2 「取交証文之事」 文政4年(1821)11月

尼子家文書(198809-226)

三谿郡有原村（現・三次市有原町）と世羅郡敷名村との間で生じた境界争論をめぐって、有原村の庄屋以下村役人たちが出した取交証文。

文化7・8年（1810・11）頃、有原村の大笹谷対岸の川原で敷名村今原谷の百姓が草干しをするのを止めるよう、有原村の百姓が訴えたが、双方とも自村の土地であると主張して譲らず、広島藩へ訴え出ることとなった。敷名村百姓らは、慶長6年（1601）の検地帳を証拠として提出したが、自村の土地であることを示す証拠としては認定されず、結局、「御上ミより境御入レ」を行うことで和談が成立し、双方が証文を取り交わすこととなった。

この取交証文では、大笹谷と今原谷の間に、松木3本を植え付け、それを境界の目印にするよう記している。敷名村の村役人たちからも、同じ内容の証文が有原村の村役人たちへ渡された。

